

第2次平戸市総合計画策定方針 (案)

平成 28 年 9 月

長崎県 平戸市

I 第2次平戸市総合計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

平成17年10月に平戸市、生月町、田平町、大島村の4市町村が合併し誕生した「平戸市」は、合併時に策定した「新しいまちづくり計画」を踏まえ、平成20年度から平成29年度を計画期間とする「平戸市総合計画」を策定し、『ひと（H I T O）響きあう宝島 平戸』を掲げ、豊かな自然と歴史・郷土文化資産を最大限に活かしたまちづくりに努めてきました。

この間、人口減少及び少子高齢化の進行、景気低迷の長期化、公共施設及び社会インフラの老朽化、地方交付税の逡減など私たちを取り巻く環境も大きく変化してきましたが、特に人口減少は喫緊の課題であり、その対策を行うために平成26年度に「平戸市ずっと住みたいまち創出条例」を制定するとともに、平成27年度には「平戸市人口ビジョン」及び「平戸市総合戦略」を策定したところです。

市政が果たすべき役割はますます多様化し、また地方分権の推進により自治体独自の施策を展開しなければならない中、平成29年度に計画期間満了を迎える現行計画の検証による進捗評価を踏まえ、市民や多方面の分野から幅広く意見を聴き、新たなニーズに対応していく必要があります。

このことから、将来の平戸市像を明らかにし、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくため、平成30年度から平成39年度の10年間の計画期間とする「第2次平戸市総合計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ等

- ①総合計画は、行政運営の計画書であり、全分野の政策の基本指針となるものですが、総花的・羅列的になるのではなく、事業の優先順位付けや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高めていくものとします。
- ②地方分権が進む中で、時代の変化を先取りし、柔軟に地域課題への対応をしていくことが大切です。そのため、市民と行政が力を合わせ、地域づくりの仕組みを構築するための取り組みなど協働のまちづくりの指針とします。
- ③限られた財源の中で、「量」を重視した計画から、「質」の重視や既存資源の有効利用などへと発想の転換が必要となっています。この計画では、市民の暮らしに着目し、どのように市民サービスの向上を図っていくか、そのために重要な施策は何かということに、より重点を置いていきます。

3. 計画の構成・期間

この計画は、平戸市のめざす将来像および施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するための施策を体系化し、総合的・計画的な市政運営の指針となる「基本計画」、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に示した施策を具体的な事業として定める「実施計画」で構成します。

基本構想は、計画期間を平成30年度から平成39年度の10年間とし、基本計画は、基本構想期間の前期に相当する平成30年度から平成34年度の5年間、実施計画については、3年間のローリング方式で毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

4. 計画の策定方針

この計画の策定作業方針は以下のとおりです。

【策定方針】

1. 魅力・愛着・誇りを高める計画 ～シビックプライド

- ☆暮らしやすさ、訪れる楽しみを高めるまち 魅力の向上
- ☆豊かな自然と文化歴史資産を活かした ふるさと愛の向上
- ☆暮らしを謳歌する 市民の誇りの向上

2. 協働への機運を高める計画 ～市民参画

- ☆市民の想いを計画に反映。市民発のプロジェクトを掲載
- ☆市民・市民活動団体・事業者・市の役割の明確化
- ☆わかりやすい計画で共感を生む

3. 社会情勢の変化に対応した計画 ～安心な暮らし

- ☆社会潮流や将来展望を踏まえた実効性ある計画
- ☆市民協働、企業・団体参画などのコーディネート
- ☆防災、公共施設・生活インフラ更新等による安全の確保

5. 策定過程で重視する視点

新総合計画について、以下の視点で策定を進めます。

(1) わかりやすい計画づくり

平戸市がめざす方向性をわかりやすく伝えるとともに、行政の業務としてではなく、若い世代を含めた市民生活の視点での施策体系による計画づくりをめざす。

(2) 地域性・独自性のある計画づくり

地域の実情やこれまで育まれてきた平戸市の特長及び歴史・文化を盛り込み、他にない、独自性のある計画づくりを進める。

(3) 柔軟で戦略的な計画づくり

施策の優先性、重要度を重視しながら、時代の潮流に合わせ、柔軟に対応することができる計画づくりをめざす。

(4) 成果・実行性を重視した計画づくり

将来像やまちづくりの目標と、達成に向けた取り組みを設定し、成果の検証や達成状況の客観的な評価ができる実効性のある計画づくりをめざす。

(5) 協働による計画づくり

計画策定段階からワークショップなどの積極的な意見収集の場を設けるとともに、策定後も参加が継続するまちづくりの実践を促進する計画づくりをめざす。

Ⅱ 総合計画の策定体制

1. 策定会議等の体制

本計画を策定するにあたり、必要な事項の調整、検討などを行なうため、次の策定会議等を設置します。また、各地域に設けている地域審議会・地域協議会においても意見聴取を行います。

(1) 総合計画審議会

審議会専門部会

(2) 地域審議会・地域協議会

(3) 企画委員会・検討委員会

2. 基礎調査等の内容

基礎調査は、計画の策定に係る前提条件として重要なものであり、①市民意識調査の結果分析、②ワークショップ、③統計的現状把握、④社会経済動向分析、⑤庁内ヒアリング等を実施し、基礎調査報告書としてとりまとめ、これらを基礎資料に策定を行います。

① 市民意識調査の結果分析

20歳以上の市民2,200人、高校生300人、中学生300人を対象にアンケート調査を実施し、市民意識としてとりまとめます。

② ワークショップ

将来像及び取り組みの方向性の検討に向け、自由に意見を出し合えるワークショップを実施します。

③ 統計的現状把握

平戸市の概況などの各種資料、国勢調査等の各種統計および国、県の上位計画や福祉計画等の個別計画により、現状を把握し、課題等の抽出を行います。

④ 社会経済動向分析

社会経済動向の状況について、総合計画の各分野における平戸市の状況を検討、把握し、今後の施策立案の基礎資料として活用します。

⑤ 庁内ヒアリング

これまで進めてきた行政施策に対する評価・検証や問題・課題を抽出するとともに、本計画策定にあたり考えられる施策を検討・確認します。

■総合計画策定体制図

